

## 介護保険施設等における事故等発生時のもとす広域連合への報告について

介護保険事業所等において、利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合は、当該利用者の家族や当該利用者に係る居宅介護支援事業者及びもとす広域連合（市町村）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととなっています。事故報告について、下記の内容を確認し報告をお願いいたします。

### 1. 対象となる施設・事業所

もとす広域連合管内の介護保険施設・事業所（以下介護保険施設等という）が報告対象となる。また、もとす広域連合管内の被保険者が管外の介護保険施設等を利用している場合、その介護保険施設等も対象となる。

### 2. 報告の対象範囲・報告期限

介護保険施設等は、報告対象の事案が発生した場合は、下記の期限までにもとす広域連合へ報告すること。

報告対象	報告期限
(1) サービス提供中の利用者の事故等（医療機関を受診または入院に限る） ※（注1）～（注3）参照 ・死亡 ・重症（入院期間が1月を超えると見込まれるもの等）	・発生（発見）から24時間以内に第一報を報告 ・その後、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告
・上記以外	・発生（発見）から1週間以内に報告
(2) 虐待案件（疑いがあるものを含む）	・発生（発見）から24時間以内に第一報を報告 ・その後、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告
(3) 火災 ・消防機関に出動を要請したもの	・発生から24時間以内に報告
(4) 入所者等の行方不明	・発生（判明）から24時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告

<p>(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生等（利用者からの預り金の横領、個人情報情報の紛失等）</p>	<p>・発生（判明）から24時間以内に第一報を報告</p>
<p>(6) 食中毒・感染症</p>	<p>・下記に達した場合</p> <p>(1) 同一の感染症若しくは食中毒またはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間に2名以上発生した場合</p> <p>(2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または、全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>(3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p>※新型コロナウイルス感染症については、1名から報告が必要となります。</p>
<p>(7) 災害</p>	<p>・速やかに報告</p>
<p>(8) その他、報告が必要と認められる事故・事件の発生</p>	<p>・速やかに報告</p>

(注1) 「事故等」とは、利用者自身や第三者に起因するものを含み、施設側の過失の有無は問わない。例えば利用者自身による異食も含む。

(注2) 利用者が病気により死亡したと考えられる場合であっても、死因に疑義が生じる可能性がある時は報告すること。

(注3) 「サービス提供中」とは、施設内における事故のほか、送迎、通院、レクリエーション中の施設外の事故を含む。

### 3. 報告方法

報告方法については、岐阜県で定めている標準様式を用いて報告することとし、上記に該当する期限までにFAXまたは窓口にて提出を行うこと。任意様式も可能であるが、第一報には事業所・対象者・事故及び対応の概要を記載することとし、第二報等の報告には、必ず事故対応の詳細・再発防止策を記載し提出すること。

## 4. 報告先

事故等が発生した場合は、次の関係機関へ報告を行う。

- (1) 被保険者の属する保険者（市町村または広域連合）
- (2) 介護保険施設等を所管する都道府県及び市区町村（広域連合含む）

※食中毒・感染症は、岐阜県の社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル等を確認し、保健所にも報告

## 5. 報告を受けたもとす広域連合の対応

報告を受けた事故等に係る状況を把握するとともに、必要があれば事実確認等を行う。

この場合、当該被保険者の属する保険者が主たる対応を行うものとするが、介護保険施設等に事実確認等の対応が必要な場合は、所在地の市町村等と連携を図り措置するものとする。